

令和2年5月8日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年5月8日（金）午前10時00分開会

第1 議席の指定

第2 議席の一部変更

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 発議案第1号の上程説明並びに審議

第6 常任委員会委員の選任

第7 市民会館建設特別委員会委員の選任

第8 総合計画特別委員会委員の定数の変更

第9 総合計画特別委員会委員の選任

第10 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の
選挙

第11 報告第1号から第4号及び議案第1号
から第6号までの上程説明並びに総括
審議

第12 発議案第2号の上程説明並びに審議

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月8日（金）午前10時00分 開会

議長（ますだよしお君） おはようございます。ただいまから令和2年茂原市議会5月臨時会を開会します。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し、会議は成立しました。

午前10時00分 開議

議長（ますだよしお君） 直ちに本日の会議を開きます。

議会運営委員会委員長の報告

議長（ますだよしお君） 最初に、今臨時会の運営につき、閉会中に議会運営委員会を開会し、種々協議を行いましたので、その内容について議会運営委員会委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田畑 毅君。

（議会運営委員会委員長 田畑 毅君登壇）

議会運営委員会委員長（田畑 毅君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る4月27日に招集告示されました令和2年5月臨時会の運営につき、昨日、委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

まず、会期につきましては、付議事件であります議案の内容を勘案し、本日1日とすることといたしました。

次に、日程につきましては、議席の指定、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、発議案第1号の上程説明並びに審議、常任委員会委員の選任、市民会館建設特別委員会委員の選任、総合計画特別委員会委員の定数の変更、総合計画特別委員会委員の選任、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙、報告第1号から第4号及び議案第1号から第6号までの上程説明並びに総括審議、発議案第2号の上程説明並びに審議を議題とすることといたしました。

議案の委員会付託につきましては省略することとし、提案理由の説明を行った後、議案等調査のため休憩をとり、質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上が、今臨時会の運営に関する協議決定事項であります。議員各位の御理解、御協力をお

願ひ申し上げ、報告を終わります。

議長（ますだよしお君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

諸 般 の 報 告

議長（ますだよしお君） 次に、諸般の報告をします。

去る4月26日執行の茂原市議会議員補欠選挙において、西ヶ谷正士君が当選されました。

次に、去る4月14日、総務委員会副委員長 はつたに幸一君が、副委員長辞任願を提出したため、4月17日に委員会が開かれ、副委員長の辞任が許可されました。

このことから、直ちに副委員長の互選が行われ、総務委員会副委員長に杉浦康一君が選任されましたので、御報告いたします。

次に、本日招集されました臨時会の議案等説明のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席報告がありました。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必要最低限の人数となっておりますので、御了承願います。

次に、本日、市長から、茂原市債権管理条例第12条第2項の規定により、市の私債権を放棄した旨の報告があり、お手元に配付しました。

次に、お手元に配付のとおり、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

議 事 日 程

議長（ますだよしお君） 本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

議 席 の 指 定

議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議席の指定」を行います。

本件については、去る4月26日執行の茂原市議会議員補欠選挙において当選されました議員の議席を指定するものであります。議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定します。

議席番号2番に西ヶ谷正士君を指定します。

議席の一部変更

議長（ますだよしお君） 次に、日程第2「議席の一部変更」を行います。

本件については、ただいまの議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものであります。その変更となる議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長（内山千里君） それでは、変更となります議席番号及び氏名を朗読いたします。

3番 石毛隆夫議員、4番 岡沢与志隆議員、6番 大柿恵司議員、7番 向後研二議員、8番 杉浦康一議員、9番 はつたに幸一議員、10番 小久保ともこ議員、11番 田畑 毅議員、12番 山田広宣言議員、13番 前田正志議員、14番 金坂道人議員、15番 中山和夫議員、16番 山田きよし議員。以上でございます。

議長（ますだよしお君） お諮りします。ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することと決定しました。

会議録署名議員の指名

議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第88条の規定により、議長から指名します。

会議録署名議員に

12番 山 田 広 宣 君

14番 金 坂 道 人 君

の2名を指名します。

会 期 の 決 定

議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、会期は本日1日とすることと決定しました。

ここで報告します。本日、田畑 毅議員から今臨時会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

発議案第1号の上程説明並びに審議

議長(ますだよしお君) それでは次に、議事日程第5「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を上程します。

発議案第1号について、提出者 田畑 毅君から提案理由の説明を求めます。田畑 毅議員。

(11番 田畑 毅君登壇)

11番(田畑 毅君) 提出者を代表しまして、発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

本案は、会派数に変更が生じたことから、効率的な議会運営を図るため、議会運営委員会の委員定数を改正するものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長(ますだよしお君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいまの茂原市議会委員会条例の一部改正に伴い、議会運営委員会委員の欠員が生じました。

お諮りします。この際、「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがって、「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

議会運営委員会委員補充の選任の件

議長(ますだよしお君) 委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

議会運営委員会の委員に、2番 西ヶ谷正士君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました西ヶ谷正士君を、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがって、西ヶ谷正士君を議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

常任委員会委員の選任

議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第6「常任委員会委員の選任」を議題とします。本件については、今回新たに当選されました議員の常任委員会委員の選任を行うものであり

ます。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

総務委員会委員に、2番 西ヶ谷正士君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しましたとおり、常任委員会委員に選任することと決定しました。

市民会館建設特別委員会委員の選任

議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第7「市民会館建設特別委員会委員の選任」を議題とします。

本件については、今回新たに当選されました議員の市民会館建設特別委員会委員の選任を行うものであります。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

市民会館建設特別委員会委員に、2番 西ヶ谷正士君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、市民会館建設特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しましたとおり、市民会館建設特別委員会委員に選任することと決定しました。

総合計画特別委員会委員の定数の変更

議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第8「総合計画特別委員会委員の定数の変更」を議題とします。

本件については、委員会条例第6条第2項の規定により、総合計画特別委員会委員の定数を

現行の21人から22人に変更しようとするものであります。

お諮りします。総合計画特別委員会委員の定数を22人に変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがって、総合計画特別委員会の定数を22人に変更することと決定しました。

総合計画特別委員会委員の選任

議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第9「総合計画特別委員会委員の選任」を議題とします。

本件については、ただいまの委員の定数の変更がありました総合計画特別委員会の委員に、今回新たに当選されました議員の選任を行うものであります。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

総合計画特別委員会委員に、2番 西ヶ谷正士君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、総合計画特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、総合計画特別委員会委員に選任することと決定しました。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第10「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を議題とします。

本件は、去る4月14日、長生郡市広域市町村圏組合議会議員のはつたに幸一君が、同議会議員を辞職し、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に欠員が生じたため、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、22番 市原健二君を指名します。

お諮りします。ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、市原健二君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました市原健二君が、本議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、本日、市長から今臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

報告第1号から第4号及び議案第1号から第6号までの上程説明並びに総括審議

議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第11「報告第1号から第4号及び議案第1号から第6号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

議案の上程については、報告4件並びに議案6件を一括上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

市長（田中豊彦君） おはようございます。本日、令和2年茂原市議会5月臨時会を開催することとなりました。議員各位におかれましては、6月定例会を控え、大変お忙しいところ、御苦労さまでございます。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、5月6日までとされておりました緊急事態宣言が、5月31日まで延長されました。市民の皆様におかれましては、不要不急の外出を控えること。また、市内企業の皆様におかれましては、休業及び営業時間の短縮等により、感染拡大防止への御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

その結果、市内での感染者数は昨日まで、緊急事態宣言前の3名にとどまっており、これもひとえに、市民の皆様の賢明なる判断のたまものだと思っております。重ねて、御礼を申し上げます。

本市といたしましては、市内中小企業者を支援するため、茂原市中小企業融資制度の利用者で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上げが減少している事業者に対しまして、一定の条件ではございますが、信用保証料や利子の全額助成を実施しております。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴うセーフティネット認定を受け、千葉県中小企業振興資金融資制度を利用されている方に対しましても、50万円を上限とした信用保証料の全額助成を実施しております。

今後につきましても、国からの支援だけではなく、市独自に市民や市内企業の皆様への支援を実施してまいります。

ここしばらくは我慢の状況が続くものと思われませんが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、本市が一丸となり、この厳しい状況を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、このたびの市議会議員補欠選挙におきまして、御当選を果たされました西ヶ谷正士議員、誠におめでとうございます。西ヶ谷議員におかれましては、市勢発展のため、さらなるお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、私も同日の市長選挙におきまして、4期目の市政を担わせていただくことになりました。これもひとえに議員各位をはじめ、市民の皆様方の御支援のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

本来であれば、当選後の初の議会ということで、ここで私の所信を申し上げるべきところですが、本日は、緊急を要する案件についての臨時会でございますので、6月定例会の中で、改めてお時間を頂戴したいと存じます。

今後とも、市勢発展のため全力を傾注してまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様方のなお一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本臨時会に御提案申し上げます案件は、報告4件、補正予算2件、条例の一部改正4件の合計10件でございます。

報告第1号から第4号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

報告第1号は、昨年10月25日大雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方債が可能となったことに対応するため、一般会計の補正予算について急施を要するものとして、令和2年3

月19日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に報告第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に、また関係法令等についても同日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、茂原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に報告第3号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に報告第4号は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が令和2年4月30日に公布、施行されることに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして4月30日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出にそれぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を330億6400万円にするものでございます。

次に、議案第2号「令和2年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」については、歳入歳出にそれぞれ396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億6510万円にするものでございます。

次に、議案第3号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う民間企業や市民等への影響を鑑み、市長、副市長及び教育長の給与月額を削減する改正をするものでございます。

次に、議案第5号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、新型コロナウイルスに感染した又は感染の疑いのある被用者に対し、千葉県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給事務を行うに当たり、本市において申請受付事務を行うため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第6号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、新型コロナウイルスに感染した又は感染の疑いのある被用者に対し、傷病手当金を支給するため、所要の改正をするものでございます。

以上が、本臨時会に提案しております10案件の概要でございます。詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明させますので、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（ますだよしお君） 企画財政部長 麻生新太郎君。

（企画財政部長 麻生新太郎君登壇）

企画財政部長（麻生新太郎君） 企画財政部所管にかかわります報告第1号、第2号、第4号及び議案第1号について御説明申し上げます。

まず初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、昨年10月25日大雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方債が可能になったことへの対応について、予算措置の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和元年度茂原市一般会計補正予算（第9号）について、令和2年3月19日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

補正予算の内容でございますが、地方債の追加をしたものでございます。

19款繰入金、22款市債は、昨年10月25日大雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方債が可能になったことに伴い、災害対策債に3310万円を追加し、財政調整基金繰入金から同額を減額したものでございます。

第2表地方債補正につきましては、災害対策債について地方債の追加をしたものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、茂原市条例等の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。

初めに、個人市民税でございますが、ひとり親家庭における婚姻歴の有無及び性別による税制上の格差を解消する措置として、未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用するものでございます。また、女性に適用される寡婦控除について、男性に適用される寡夫控除と同様に所得制限を設け、子を有する男性の寡夫控除額を26万円から30万円に引き上げるものでございます。さらに、非課税の対象となる未婚のひとり親を児童扶養手当受給者に限定する要件を廃止するものでございます。

次に、固定資産税・都市計画税でございますが、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課

題への対応として、所有者の死亡から相続登記がされるまでの間、現に所有している相続人等に、氏名・住所等、必要な事項を申告させるようにするものでございます。また、調査を尽くしても、所有者が一人も明らかにならない場合において、事前に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるようにするものでございます。

次に、市たばこ税でございますが、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税している1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、葉巻たばこ1本を紙たばこ1本に換算する方式とするものでございます。

なお、激変緩和を図るため、令和3年9月までは、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本とみなして課税する経過措置を講ずるものでございます。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして4月30日に専決処分をいたしましたので、その御承認を求めるものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。

初めに、徴収の猶予制度の特例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難な納税者等に対して、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられたことに伴い、申請書の提出期限や猶予期間内の納付方法の規定を設けるものでございます。

次に、固定資産税・都市計画税でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等が令和3年3月31日までの間に、先端設備等に該当する一定の事業用家屋及び構築物を取得した場合、固定資産税の課税標準を3年間ゼロとするものでございます。

次に、軽自動車税でございますが、昨年10月から導入されております軽自動車税の環境性能割について、税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330億6400万円にしようとするものです。

その概要を歳出より申し上げます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の中小企業資金融資事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等が、千葉県中小企業振興資金融資制度並びに茂原市中小企業融資制度を利用する際の負担軽減を図るため、信用保証料助成金に合計4450万円を、同じく2目商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、千葉県から出された使用制限等の要請に応じた施設や、感染拡大防止に協力し休業や営業時間を短縮した飲食店等の事業者に対する感染症対策協力金に9000万円を、それぞれ追加するものでございます。

12款予備費、1項予備費、1目予備費につきまして、新型コロナウイルス感染症に係る支援に迅速に対応するため、1億6550万円を追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。20款繰入金は、所要一般財源として財政調整基金繰入金に3億円を追加するものでございます。

第2表 繰越明許費補正について申し上げます。本納地区小中一貫型校校舎建設工事に係る設計業務が完了したことにより、工期が確定し、年度内の工事完了が見込めないことから、小学校施設整備事業について、5億2373万1000円を繰越しするものでございます。

以上、企画財政部所管にかかわります報告3件、議案1件について御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（ますだよしお君） 市民部長 久我健司君。

（市民部長 久我健司君登壇）

市民部長（久我健司君） 市民部所管にかかわります報告第3号並びに議案第2号、議案第5号及び議案第6号につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになったことに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして本年3月31日に専決処分をいたしましたので、その御承認を求めるものでございます。

その改正の概要について申し上げます。

国民健康保険の被保険者間における税負担の公平性の確保を図るため、国民健康保険税に係る基礎課税額の限度額61万円を63万円に、介護納付金課税額の限度額16万円を17万円に引き上げるとともに、中低所得世帯の保険税負担の軽減措置として、平等割及び均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げることにより、軽減世帯の範囲を広げようとするものでございます。

次に、議案第2号「令和2年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、この後、御説明させていただきます議案第6号に関連し、新型コロナウイルス感染症対策として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ99億6510万円にしようとするものでございます。

その内容を歳出から申し上げます。2款保険給付費に6項として傷病手当諸費を新設し、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる国民健康保険の被保険者で、仕事を休み減収となった方に対し、傷病手当金の支給に要する費用として396万円を追加するものでございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。それにかかる費用といたしまして、4款県支出金、1項県補助金の特別調整交付金に傷病手当金分の396万円を追加するものでございます。

次に、議案第5号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染又は感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金の支給を行うに当たり、本市の条例第2条に規定する、本市が行う後期高齢者医療の事務の中に、傷病手当金の支給に係る申請受付事務を加えようとするものでございます。

次に、議案第6号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者のうち被用者が、感染又は感染が疑われる場合に傷病手当金を支給し、仕事を休みやすい環境を整備することで、さらなる感染拡大防止を図るために、傷病手当金を支給する制度を整備しようとするものです。

具体的には、コロナウイルス感染症の感染等により、国の指針に基づき労務・仕事につくことができなかつた日から起算して3日を経過した日から、その方の給与収入額等に応じて、傷病手当金を支給しようとするものでございます。

以上、市民部所管にかかわります報告1件、議案3件につきまして御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（ますだよしお君） 総務部長 山田隆二君。

（総務部長 山田隆二君登壇）

総務部長（山田隆二君） 総務部所管にかかわります議案第3号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第4号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、あわせて御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う民間企業や市民等への影響を鑑み、自ら率先して特別職の給料月額を削減すべく、所要の改正をしようとするものです。

具体的には、令和2年6月から令和3年3月までの間に支給する給料をそれぞれ10%削減し、市長については、条例本則上の月額が90万円であるものを月額81万円に、同様に副市長については月額77万5000円であるものを月額69万7500円に、教育長については月額70万円であるものを月額63万円に、それぞれ改正しようとするものです。

以上、総務部所管にかかわります議案について御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（ますだよしお君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

議長（ますだよしお君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。平ゆき子議員。

5番（平ゆき子君） それでは報告3号、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正する条例の制定について。昨年度もその前もずっとあったのですが、同様の質問なのですが、この課税限度額の改正によって影響を受ける世帯、これは何世帯あるのか。また、その影響額はどの程度なのか。そして、その影響を受ける世帯の1年間の所得は、どれぐらいなのか。

これが、限度額の改正の増える方の影響を伺いたいのと、もう一つは、その一方で低中所得の方は、軽減幅が伸びる、広がるということで、軽減判定所得基準の引き上げが行われております。この中低所得者への国保税の軽減、拡充されるということなのですけれども、その内容、また対象となる世帯数、軽減額、これはどの程度になるのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 地引加代子君。

市民部次長（地引加代子君） 最初の、課税限度額の改正によって影響を受ける世帯ですけれども、何世帯で影響額はということですが、令和2年3月の課税状況で試算いたしましたところ、影響を受ける世帯数は、基礎分が145世帯、介護分が74世帯で、影響額につきましては合計で350万円程度の税収額になる見込みです。

次に、影響を受ける世帯の所得につきましては、例えばですが、夫又は妻の片方だけ所得のある40歳以上の夫婦と子供2人の4人世帯で算出いたしますと、基礎分については、所得が約695万円を超える世帯、介護分につきましては、所得額が約643万円を超える世帯が該当する状況でございます。

次に、軽減判定所得の基準の引上げの関係で、その内容ですけれども、今回の改正も昨年までの改正に引き続き、所得基準額の上限を引上げ、軽減対象を拡大するものでございます。先ほど示しました4人世帯を例にいたしますと、2割軽減世帯は所得額237万円から241万円、5割軽減世帯では145万円から147万円へ所得基準額を引上げ、中低所得者の負担軽減を図るものでございます。

また、その影響を受ける世帯と軽減額なのですけれども、2割軽減世帯が25世帯40万円、5割軽減世帯が41世帯175万円でございます。合計で66世帯が対象となりまして、約215万円の軽減を拡大するものでございます。全体の軽減対象世帯数は、7割軽減を含めまして7727世帯を見込んでおります。国保の加入全体が1万4088世帯ですので、54.8%の方が、この軽減に該当することとなります。以上です。

議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

5番（平ゆき子君） 今のお答えですと、軽減されている方というのは、茂原市の国保財政の中で半分以上というようなことで、やはりそれだけ国保税は高いんだなというのが、実態としてわかったのかなということなののですけれども、その軽減判定所得の引上げ、この間、先ほども言いましたように10年近く、毎年毎年行われています。それでも、子供さんのたくさんいらっしゃる世帯、これは大きな負担となっております。子供に係る、所得のない、おぎゃあと

生まれた赤ちゃん、そういう子供に係る均等割をなくす、引き下げるとは、お考えはないのでしょうか。それを伺いたいと思います。

議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 地引加代子君。

市民部次長（地引加代子君） 受益者負担を求める均等割なのですけれども、一定の合理性があります。年齢に関係なく同一の金額で、子供に対する均等割を特例として引き下げている団体もございます。ほかの団体の状況を確認しながら、当市でも検討していきたいと思っております。以上です。

議長（ますだよしお君） いいですか。

5番（平ゆき子君） はい。

議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について質疑を許します。竹本正明議員。

20番（竹本正明君） これはコロナに関する補正ということで、国が商工費、補正する形になっているのですが、先般、全員協議会の中で当局から示された、国が全国民に一律10万円の給付をする。生活支援をするということが発表されて、国会でもその議決が行われました。それに伴って私は、準備をせよ。国会で通るんだから、手続の準備をしなさいとっていた経緯があるのですが、今補正にはその件が載っていないのは、どうしてかということをお尋ねしておきたいと思っております。

議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。総務部次長 田中正人君。

総務部次長（田中正人君） 今回の給付金事務につきましては、できる限り進めていたところでございます。補正予算につきましては、ちょっと歳出のほうの予算がまとまりませんでしたので、今臨時会のほうには上程することができませんでしたけれども、来週中には補正予算のほうを専決してまいりたいと考えておりますので、御理解のほう、よろしく願いいたします。

議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。竹本正明議員。

20番（竹本正明君） それ、早急に市民に行き渡るようにしてもらいたいということです。私がちょっと危惧するのは、考え方ですが、今、茂原市の人口は4月1日において8万8705人

ということになっているのです。その中には外国人が1430人ぐらいいらっしゃる。この給付というのは、こういう方たちも対象になるのか。国の考え、どうなのですか。お尋ねしたいと思います。

議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。総務部次長 田中正人君。

総務部次長（田中正人君） 住民基本台帳に記録されている外国人につきましても、支給対象となります。以上でございます。

議長（ますだよしお君） よろしいですか。竹本正明議員。

20番（竹本正明君） 先ほど言ったように、この手続は国がもうお金をくれますよ。ですから、財調を取り崩しても何しても、それが予定どおり入るという形の中で、市民に早急に行き渡るように手続を進めていただきたい。要望で終わります。

議長（ますだよしお君） 他にありませんか。三橋弘明議員。

19番（三橋弘明君） 議案第1号のうち、第2条についてお伺いします。本納小の本納中への移転について、市当局は少なくとも平成30年以前から計画し、進めておったと思います。平成30年度の決算でも、小学校施設整備事業の委託料として220万円余を支出しております。その後、設計委託料が1860万円余計上され、この3月議会で、移転建設費が僅差で可決されたところでございます。

可決に至った経緯、どのような交渉があったかは、天のみ知るところですが、本臨時議会で再度、蒸し返されるとともに、商工費と抱き合わせで踏み絵を踏む形となっております。

この間の当局の動き、流れが不透明でありますし、議会への説明も不十分だと思います。繰越明許とした理由を伺います。

議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。企画財政部次長 中村一之君。

企画財政部次長（中村一之君） 今回、繰越明許にした理由でございますが、昨年度、実施をしておりました本納小の校舎建設工事にかかわります設計工事が、本年の3月13日に完了いたしました。この完了によりまして、工事期間、また工事費が確定いたしましたので、今議会において、翌年度への繰越し手続を行うものでございます。以上です。

議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。三橋弘明議員。

19番（三橋弘明君） 先ほど言ったように設計委託料というのが、もう令和元年の予算で可決されているのに、何でそんなに延びたのかと。一つは、当局の少し怠慢ではないかなと思います。

それとともに、当局の今までの説明では、今年の6月議会で契約の締結を行い、その後、建

設に入るといような説明でしたけども、この6月議会に議案の予定として入っておりませんが、その辺について伺います。

議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。総務部次長 田中正人君。

総務部次長（田中正人君） こちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響がありまして、国のほうでも事務的に遅れているということでございます。ですので、今回、6月定例会には議案として提案できなくなってしまうと思います。以上でございます。

議長（ますだよしお君） よろしいですか。三橋弘明議員。

19番（三橋弘明君） 多少、建設が延びるとか遅れると認識してよろしいのですか。

議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。教育部次長 渡辺裕次郎君。

教育部次長（渡辺裕次郎君） 今後、入札に関する手続を開始いたします。今回の本事業につきましては、国の公立学校施設整備費の負担金を活用することとしておりまして、こちらが新型コロナウイルスの影響もありまして、その決定が6月末ごろになるということも考えられておるところです。

そういった場合、その契約について遅れる可能性がございますが、私どもといたしましては、何としても令和3年9月に、本納小学校の児童が移転できますように努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第2号「令和2年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第3号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第4号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第5号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第6号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております報告第1号から第4号並びに議案第1号から第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、報告第1号から第4号並びに議案第1号から第6号については、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

(5番 平ゆき子君登壇)

5番(平ゆき子君) 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」に反対し、その理由を述べます。

本案件は、国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正を行うもので、その内容は第1に、国民健康保険の加入者間の保険税負担の公平性を図るものとして、基礎課税限度額を61万円から63万円に引き上げること。第2に、中低所得者の負担軽減を図るものとして、平等割及び均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げるものとなっております。

これにより、第1では、これまで保険税限度額が96万円だったものが99万円に増額となり、約145世帯が影響を受け、本市の国保財政は350万円の増収に、また第2では、新たに影響を受ける世帯が66世帯となり、全体に本市の国保財政は約215万円の減収になるとのことです。

この間、被保険者間の公平性を保つとの名目で、国保の中での高額所得者の負担を増大させ、中低所得者の負担を軽減させる措置がとられてきました。国保税の負担軽減に対しては、反対するものではございません。さらに拡大が必要であると常々、我が党は主張しております。そのためには、被保険者間の保険税の操作で解決するものではなく、国、県に対して、その責任を明らかにし、相応の負担を求めるべきであります。

以上、国保加入者間に分断と対立を招きかねない措置に対して、反対をするものであります。
以上、反対討論といたします。

議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和2年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、はつたに幸一議員の退席を求めます。

（はつたに幸一議員退席）

議長（ますだよしお君） ここで報告します。

本日、中山和夫議員外6名から、今臨時会に提出するため、発議案の送付がありましたので、

それを受理し、お手元に配付しました。

発議案第2号の上程説明並びに審議

議長（ますだよしお君） それでは次に、議事日程第12「発議案第2号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第2号「はつたに幸一議員に対する議員辞職勧告決議について」を上程します。

発議案第2号について、提出者 中山和夫君から提案理由の説明を求めます。中山和夫議員。

（15番 中山和夫君登壇）

15番（中山和夫君） 提出者を代表しまして、発議案第2号「はつたに幸一議員に対する議員辞職勧告決議について」提案理由を申し上げます。

はつたに幸一議員は、本年3月31日に道路交通法違反等の容疑で逮捕、4月10日に過失運転致傷罪及び犯人隠避教唆罪で略式起訴され、略式命令に基づき罰金を即日納付して、釈放されました。釈放後に議長から、速やかに議員辞職をすべきと求めてきましたが、辞職はしないとの意向が示されました。

今回の事件は、市民の負託に応えるべき市議会議員としての職責と、その立場を十分に認識し、市民の模範となるよう行動しなければならないにもかかわらず、自身の行動により、本市議会に対する市民の信頼を大きく失墜させたものであります。

したがいまして、本市議会は、良識を持った議会運営を図るため、はつたに幸一議員に対して、市議会議員の職を辞するよう勧告するものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

議長（ますだよしお君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第2号は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第2号「はつたに幸一議員に対する議員辞職勧告決議について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

(はつたに幸一議員着席)

議長(ますだよしお君) 以上で、今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

本日の会議要綱

1. 議席の指定
2. 議席の一部変更
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 発議案第1号の上程説明並びに審議
6. 議会運営委員会委員補充の選任の件
7. 常任委員会委員の選任
8. 市民会館建設特別委員会委員の選任
9. 総合計画特別委員会委員の定数の変更

10. 総合計画特別委員会委員の選任
11. 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
12. 報告第1号から第4号及び議案第1号から第6号までの上程説明並びに総括審議
13. 発議案第2号の上程説明並びに審議

出席議員

議長 ますだ よしお 君

副議長 前田 正志 君

1番	飯尾 暁 君	2番	西ヶ谷 正士 君
3番	石毛 隆夫 君	4番	岡沢 与志隆 君
5番	平 ゆき子 君	6番	大柿 恵司 君
7番	向後 研二 君	8番	杉浦 康一 君
9番	はつたに 幸一 君	10番	小久保 ともこ 君
11番	田畑 毅 君	12番	山田 広宣 君
14番	金坂 道人 君	15番	中山 和夫 君
16番	山田 きよし 君	17番	鈴木 敏文 君
19番	三橋 弘明 君	20番	竹本 正明 君
21番	常泉 健一 君	22番	市原 健二 君

欠席議員

なし

出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事	中 村 光 一 君
総 務 部 長	山 田 隆 二 君	企 画 財 政 部 長	麻 生 新 太 郎 君
市 民 部 長	久 我 健 司 君	福 祉 部 長	関 屋 典 君
経 済 環 境 部 長	飯 尾 克 彦 君	都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君
教 育 部 長	岩 瀬 裕 之 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	田 中 正 人 君
企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	中 村 一 之 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	地 引 加 代 子 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	花 沢 春 雄 君	経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	山 本 茂 樹 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	白 井 高 君	都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	高 橋 啓 一 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	渡 辺 裕 次 郎 君	職 員 課 長	平 井 仁 君
財 政 課 長	木 島 成 浩 君		

出席事務局職員

事 務 局 長	内 山 千 里
局 長 補 佐	鶴 岡 隆 之
議 事 係 長	金 坂 賢

議長（ますだよしお君） これをもちまして、令和2年茂原市議会5月臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月23日

茂原市議会議長 ますだ よしお

茂原市議会副議長 前 田 正 志

茂原市議会議員 山 田 広 宣

茂原市議会議員 金 坂 道 人